

労働災害防止計画

青森労働局

《 目 次 》

1	計画のねらい	1
2	労働災害の発生状況等	1
(1)	労働災害の発生状況等	1
(2)	労働者の健康を巡る状況等	3
(3)	安全衛生全般に関わる状況	4
3	計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方	5
(1)	労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進	5
(2)	重篤な労働災害を防止するための対策の充実	5
(3)	目標の設定、計画的な実施等	5
4	計画の期間	5
5	計画の目標	5
(1)	目標	5
(2)	重点対策及びその目標	5
6	計画における労働災害防止対策	6
(1)	自主的な安全衛生活動の促進	6
ア	リスクアセスメントの実施の促進	6
イ	労働安全衛生マネジメントシステムの活用等	7
ウ	自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等	7
エ	情報の共有化の推進等	7
(2)	特定災害対策	7
ア	機械災害防止対策	7
イ	墜落・転落災害防止対策	7
ウ	交通労働災害防止対策	7
エ	冬期労働災害防止対策	8
(3)	労働災害多発業種対策	8
ア	建設業対策	8
イ	製造業対策	8
ウ	第三次産業対策	9
エ	陸上貨物運送事業対策	9
オ	林業対策	9

カ 業種別労働災害防止対策	10
(4) 職業性疾病（石綿及び化学物質関係を除く。）等の予防対策	10
ア 粉じん障害防止対策	10
イ 電離放射線障害防止対策	10
ウ 腰痛予防対策	10
エ 振動・騒音障害防止対策	10
オ 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策	10
(5) 石綿障害予防対策	10
ア 解体作業等におけるばく露防止対策等の徹底	10
イ 離職者の健康管理対策の推進	11
(6) 化学物質対策	11
ア リスクアセスメントの普及促進	11
イ 化学物質による健康障害防止に係る措置の徹底	11
ウ 作業環境管理の一層の推進	11
(7) メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策	11
ア メンタルヘルス対策	11
イ 過重労働による健康障害防止対策	11
(8) 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策	12
ア 産業保健活動の活性化	12
イ 健康づくり対策	12
ウ 快適職場づくり対策	12
(9) 安全衛生管理対策の強化について	12
ア 安全衛生教育の効果的な推進等	12
イ 中小規模事業場対策の推進	13
ウ 就業形態の多様化等に対する対策	13
エ 高年齢労働者対策等の推進	13
(10) 効率的・効果的な施策の推進について	14
ア 地域における労働災害多発業種等対策の推進	14
イ 関係機関との連携等	14
ウ 各対策の効果の分析・評価等	14

労働災害防止計画

1 計画のねらい

労働災害防止を図るためにには、国、事業者、労働者をはじめとする関係者が一体となり、対策を総合的かつ計画的に実施する必要がある。このため、国は、労働災害防止についての総合的な計画を長期的な展望に立って策定し、自ら今後とるべき施策を明らかにするとともに、労働災害防止の実施主体である事業者等において取り組むことが求められる事項を示し、その自主的活動を促進することとしている。今般、青森労働局において平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする労働災害防止計画を策定するものであるが、事業者、労働者をはじめ、関係者においては、本計画の趣旨、対策の内容等を理解し、自ら積極的に安全衛生水準の向上に努めることが求められる。

2 労働災害の発生状況等

(1) 労働災害の発生状況等

平成15年度を初年度とし、平成19年度を目標年度とする労働災害防止計画（以下「前計画」という。）においては、労働災害による死亡者数については年間20人を大きく下回ること、労働災害総件数については計画期間中ににおいて20%以上減少させることを目標としていた。

死亡者数については、平成15年を除き平成16年以降は連続して20人を下回っていることから、前計画の目標を達成したところである。

一方、労働災害による休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）については、平成16年以降は増減を繰り返している状況にある。このため、労働災害総件数（死傷者数）については、減少率が19.1%に留まったことから、前計画の目標を達成することができなかつたところである。

なお、今後更なる減少を図るためにには後述の6に掲げる労働災害防止対策を積極的に推進する必要がある。

ア 業種別

主な業種における労働災害の発生状況等は以下のとおりである。

(ア) 製造業

製造業における労働災害は、長期的には減少傾向であるものの、近年は減少傾向に鈍化がみられる。

全産業の死亡災害のうち、製造業の占める割合は11.0%、休業4日以上の死傷災害（以下「死傷災害」という。）では22.4%となっている。

起因物別に見ると、一般動力機械、金属加工用機械等の機械による労働災害（以下「機械災害」という。）が37.9%を占め、その中では指の切断等の障害が残る重篤な労働災害も多い。

また、転倒災害及び墜落・転落災害も多く発生するなど死傷災害の28.7%を占めている。

このほか、製造業においては派遣労働者や請負労働者が増加するなど、安全衛生の知識に乏しい当該労働者に係る労働災害の増加が懸念されている。また、団塊世代の大量退職等による安全衛生水準の低下等が懸念される。

(イ) 建設業

建設業における労働災害は、着実に減少しており、特に死亡災害においてその減少が顕著である。

全産業の死亡災害のうち、建設業の占める割合は39.0%、死傷災害では20.6%となっている。

事故の型別に見ると、墜落・転落災害が建設業の死亡災害の31.3%、死傷災害の38.8%を占めている。また、建設機械等による災害、土砂崩壊災害も減少傾向にあるものの依然として発生している。

このほか、低価格で受注された建設工事において、その一部で労働者の安全衛生の確保に影響を与えることが懸念される。

(ウ) 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業における労働災害は、平成18年までは減少傾向を維持していたものの、平成19年に大きく増加したところである。

全産業の死亡災害及び死傷災害のうち、陸上貨物運送事業の占める割合はそれぞれ13.4%、8.8%となっている。

事故の型別に見ると、交通労働災害が死亡災害の45.5%を、荷役作業中の墜落・転落災害が死傷災害の29.2%を占めている。

(エ) 林業

林業における労働災害は、死傷災害の年千人率（以下「年千人率」という。）が全業種平均の6倍を上回るなど労働災害発生率が著しく高い状況にある。また、死亡災害については、全て伐木作業中に発生している。

(オ) 第三次産業

第三次産業（交通運輸業、陸上貨物運送事業及び港湾貨物運送業を除く。以下同じ。）における労働災害は、労働者数の増加等を背景に近年微増の傾向にあり、死傷災害の36.8%に至っている。

業種別に見ると、商業、清掃業、社会福祉施設、通信業等において増加している。

イ 事業場規模別

事業場規模別の労働災害の発生状況は、死傷者数で見ると労働者数50人未満の事業場で65.2%を占め、労働者数300人未満で全体の94%を占めている。

事業場規模別の年千人率は、労働者数50人未満の事業場は、労働者数300人以上の事業場に比べて1.4倍になっている。また、労働災害発生率の規模間格差は、必ずしも縮小していない。

ウ 年齢別

年齢別の労働災害の発生状況は、労働災害全体に占める高年齢労働者の割合で見ると、50歳以上の労働者では41.2%、60歳以上では12.3%となっている。今後、高年齢労働者数のさらなる増加が見込まれることから、高年齢労働者の安全衛生対策の充実が重要となる。

エ 事故の型別

事故の型別の労働災害の発生状況は、死亡災害では交通労働災害、墜落・転落災害が多く、死傷災害では転倒災害、墜落・転落災害及びはさまれ・巻き込まれ災害が多い。墜落・転落災害は建設業のほか、製造業、陸上貨物運送事業等においても多発している。また、一度発生すると深刻な被害を出すおそれのある爆発・火災災害も依然として発生している。

オ その他

冬期間（11月から3月）における積雪・凍結による冬期特有の災害は、毎年、当該期間中に発生した全災害の20%前後を占めている。

（2）労働者の健康を巡る状況等

ア 過重労働による健康障害及び精神障害の発生状況等

労働者の健康状況は、定期健康診断によると、脂質異常症、高血圧、糖尿病などに関連する所見を有する労働者の割合が平成19年においては55.1%と増加傾向が続いている、全国的に見ても高い状況にある。

脂質異常症、高血圧、糖尿病などの基礎疾患有した労働者に、業務による明らかな過重負荷が加わると、脳・心臓疾患を発症することがあり、平成19年度における青森県の脳・心臓疾患に係る労災認定件数は2件となっている。

また、平成14年厚生労働省実施の労働者健康状況調査によると、職業生活等において強い不安、ストレス等を感じる労働者は6割以上に上っている。さらに、業務による心理的負荷を原因とする精神障害等に係る労災認定件数は増加する傾向にあり、今後は青森県でも増加する懸念がある。

なお、平成19年度に青森労働局が県内の労働者数50人以上の事業場に対して行った調査（以下「当局調査」という。）では、衛生委員会で長時間労働による労働者の健康障害防止対策の樹立に関する調査審議している割合は68.3%であり、またメンタルヘルス対策の樹立に関する調査審議している割合は63.7%である。

イ 職業性疾病の発生状況

じん肺の新規有所見者は、長期的には大幅な減少が見られるものの、ここ数年は減少しておらず、今なお毎年発生している。

腰痛は、職業性疾病全体の51.4%を占めており、高年齢労働者の増加や介護関係業務の増大等により今後増加が懸念される。

振動障害及び騒音障害についても依然として毎年労災認定が行われている。

また、熱中症等により、依然として毎年休業4日以上の災害が発生し

ている。

ウ 化学物質等による健康障害の発生状況

化学物質による職業性疾病は、一酸化炭素等による急性中毒等により毎年休業4日以上の災害が発生している。

石綿による肺がん及び中皮腫の労災認定件数は、平成18年度には12件と増加している。また、今後も石綿を使用した建築物の解体作業等の増加が予想されることも踏まえて、これらの作業や関係法令等を遵守しない作業に従事する労働者の石綿による健康障害の発生が懸念される。

エ 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策に係る状況

定期健康診断の有所見率は増加傾向にあり、また、過重労働による健康障害及び精神障害の労災請求・認定件数が増加している。これらの課題に対処するため、事業場における産業保健活動の一層の活性化、すべての労働者を対象とした心身両面にわたる健康づくり及び快適職場づくりが重要である。

なお、当局調査では、一般定期健康診断の結果、医師等の意見を踏まえ、さらに労働者の実情を考慮のうえ、就業場所の変更等の事後措置を講じている割合は86.0%である。

(3) 安全衛生全般に関わる状況

ア 危険性又は有害性等の調査及びそれに基づく措置の実施状況等

近年の生産工程の複雑化、多様化に伴い、事業場内の危険性又は有害性の要因が多様化している。

このような状況に対応するためには、最低基準である労働安全衛生関係法令を遵守するのみならず、事業者が事業場における危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討等を行い、それに基づく措置の実施を行う「危険性又は有害性等の調査等」（以下「リスクアセスメント」という。）の普及が必要である。

なお、当局調査では、衛生委員会でリスクアセスメントに関するこことを調査審議している割合は63.3%である。

イ 安全衛生管理活動の状況

雇入れ時教育、作業内容変更時教育を始めとする安全衛生教育の実施や、安全パトロール等の安全衛生活動が低調になる懸念がある。

また、労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況については、検討段階にある事業場は増えているもののまだまだ低調である。

ウ 就業形態の多様化等の状況

短期間で事業場を変わることの多い派遣労働者、請負労働者、短時間労働者等の非正規雇用労働者が増加するとともに、当県における休業4日以上の死傷災害に占める経験年数4年以下の労働者の割合が平成16年の40.4%から平成19年の45.8%まで毎年連続して増加するなど、経験年数が短い被災労働者の割合が増加している。

また、少子高齢化の進展等により、高年齢労働者の割合が今後ますま

す高まっていくことが予想される。

3 計画における安全衛生対策に係る基本的な考え方

本計画における安全衛生対策については、労働災害全体を減少させるためのリスク低減及び重篤な労働災害の防止という二つの観点から取り組むとともに、目標の設定、計画的な実施等により的確な推進を図ることとする。

(1) 労働災害全体を減少させるためのリスク低減対策の推進

死傷災害等の労働災害全体を一層減少させるため、リスクアセスメントが広く定着することが必要であることから、その取組を促進する。

(2) 重篤な労働災害を防止するための対策の充実

死亡災害等の重篤な労働災害の一層の減少を図るため、これらの労働災害が多く発生している作業、機械設備等について、労働災害防止対策の効果的な推進を図るとともに、その強化について検討し、必要な対策の充実を図る。

(3) 目標の設定、計画的な実施等

計画的な行政運営、評価等を行うため、本計画については、目標の設定、評価等を行う。

4 計画の期間

本計画は、平成20年度を初年度とし、平成24年度を目標年度とする5か年計画とする。

ただし、この計画期間中に労働災害防止に関し、特別の事情が生じた場合は、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

5 計画の目標

(1) 目標

労働災害の防止並びに労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図り、安全衛生水準の向上を期すために、次の目標を設定する。青森労働局、事業者、労働者をはじめとする関係者は、それぞれの立場で、目標達成に向けて積極的に取り組むこととする。

なお、平成24年までの間、これらの目標に向けた逐年での減少等を図ることとする。

ア 死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。

イ 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。

ウ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

(2) 重点対策及びその目標

本計画において特に重点とすべき行政施策、それを踏まえて事業場で実

施される安全衛生対策等について、以下のとおり定める。

- ア リスクアセスメントについて、作業内容等に即した具体的な実施方法の公表及びその普及、事業場内外の人材養成の促進等を図ることにより、その実施率を着実に向上させること。
- イ 機械災害の防止について、労働災害が多発している又は重篤度の高い労働災害が発生しているなどの機械の種類ごとの安全対策の充実を図ることにより、機械災害の更なる減少を図ること。
- ウ 墜落・転落災害の防止について、災害が多い足場、建築物における作業、荷役に係る作業等における墜落・転落災害防止対策の充実を図ることにより、これらの作業での墜落・転落災害の更なる減少を図ること。
- エ 冬期労働災害の防止について、積雪・凍結等による交通労働災害及び転倒災害、屋根の雪降し作業中の墜落災害等の防止対策を講じることにより、冬期労働災害の更なる減少を図ること。
- オ 粉じん障害の防止について、トンネル建設工事、アーク溶接作業、金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策を重点とした総合的な対策を推進することにより、じん肺新規有所見者数の減少を図ること。
- カ 化学物質による健康障害の防止について、化学物質に係る有害業務における作業主任者の選任及び職務遂行の徹底等必要な措置を講ずることにより、特定化学物質等による職業性疾病の減少を図ること。
- キ 労働者に対する健康診断について、「健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果措置指針公示第1号）」に基づく措置等を徹底することにより、健康診断結果等に基づく健康管理措置の実施率の着実な向上を図ること。
- ク メンタルヘルスについて、事業場内外の相談体制の整備等を推進することにより、メンタルヘルスケアの取組を促進させること。

6 計画における労働災害防止対策

(1) 自主的な安全衛生活動の促進

- ア リスクアセスメントの実施の促進

- (ア) 中小規模事業場に対する支援、担当者の養成等の促進

リスクアセスメントの適切な実施の促進を図るため、専門家による指導、作業等に係るマニュアル等の作成、業界団体による普及活動の支援等を行うとともに、事業場における担当者の養成、事業場の担当者への指導等を行う専門的人材の養成を促進する。

- (イ) 機械の製造者、化学物質の譲渡・提供者等による情報提供の促進

機械については、製造者がリスクアセスメントを実施し、対策を講じた機械への表示及び機械の譲渡時におけるリスクアセスメントの結果を含む使用上の情報の提供を促進する。

化学物質については、『化学物質等安全データシート（以下「M S D S」という。）』の交付による化学物質の危険有害性情報等の提供

や化学設備等の改造等の作業を外注する際の注文者による請負業者への情報の提供の徹底を図る。

(ウ) リスクアセスメントの実施促進のための情報の提供等の推進

リスクアセスメントが効果的に実施されるように、労働災害事例、安全衛生に係る活動事例・改善事例等の情報の提供を推進する。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等

リスクアセスメントの実施とともに、労働安全衛生マネジメントシステムの自主的な導入を促進し、労働災害の防止を図る。また、公共事業等の調達制度において労働安全衛生マネジメントシステム等安全衛生に関する取組を評価する制度の発注者における導入を促進する。

ウ 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等

労働者の安全と健康を最優先する「安全文化」について、企業トップをはじめ企業全体への浸透を図る。また、安全衛生委員会等におけるリスクアセスメント、安全衛生に係る計画の作成・実施・評価・改善等に関する事項の調査審議の徹底を図り、安全衛生委員会等の活性化を促進する。

エ 情報の共有化の推進等

労働災害事例、化学物質の危険有害性等の情報を広く提供すること等により、事業主等における労働災害防止対策の充実を図るとともに、労働災害防止の重要性等について県民、事業主の認識を高め、業界団体、事業主等の積極的な労働災害防止活動への取組を促進する。

(2) 特定災害対策

ア 機械災害防止対策

労働安全衛生法第28条の2の規定及び「機械の包括的な安全基準に関する指針（平成19年7月31日付け基発第0731001号）」に基づき、機械の設計、製造及び使用段階における機械のリスクアセスメントの実施を促進する。また、機械の譲渡時におけるリスクアセスメントの結果を含む使用上の情報の提供を促進する。

イ 墜落・転落災害防止対策

(ア) 足場先行工法及び手すり先行工法の普及等

足場の組立・解体作業における手すり先行工法、木造家屋等低層住宅建築工事を対象にした作業床、手すり及び防網の確実な設置並びに開口部等での安全帯の使用の徹底と併せて足場先行工法の普及を図る。

(イ) 建築物、車両等からの墜落・転落災害の防止対策の充実

建設業以外でも発生している建築物や荷役作業中の車両等からの墜落・転落災害の防止対策を図る。

ウ 交通労働災害防止対策

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底等、青森運輸支局、青森県警察本部等関係行政機関との連携を図り、交通労働災害防止対策の徹底を図る。

エ 冬期労働災害防止対策

積雪・凍結等による交通労働災害及び転倒灾害、屋根の雪降し作業中の墜落灾害等の防止対策を推進するため、引き続き「冬期労働災害防止運動」を開催する。

(3) 労働災害多発業種対策

ア 建設業対策

(ア) 元方事業者による統括管理の充実

重層的な請負構造が見られる建設業における労働災害を防止するため、引き続き、元方事業者による統括安全衛生管理の徹底を図る。特に、中小地場総合工事業者の現場においては、大手総合工事業者の現場に比べて労働災害発生率が高いことから、その指導力の向上等を図る。

(イ) 専門工事業者の安全衛生管理能力等の向上

専門工事業者の自立的な安全衛生管理能力の向上を図るため、専門業種別のマニュアルの活用等により、リスクアセスメントの適切な実施の促進等を図る。

(ウ) 発注者による安全衛生への配慮の促進

建設工事の発注者による安全衛生への配慮の促進として、安全衛生対策経費の確保や公共事業等の調達制度において労働安全衛生マネジメントシステム等に対する取組を評価する制度の導入促進等を図る。

(エ) 墜落・転落災害防止対策等の強化等

木造家屋等低層住宅建築工事を対象とした足場先行工法、足場の組立・解体作業における手すり先行工法の普及を図るとともに、足場からの墜落・転落災害防止対策の周知徹底を図る。また、建築物の開口部、梁等からの墜落、スレート屋根の踏み抜きなどによる墜落・転落災害等、労働災害が多発している作業等の安全対策を図る。

建設機械災害防止対策として、危険検知システムの工事現場への普及、転倒時等の運転者防護措置の導入等を促進する。

土砂崩壊災害防止対策として、発注者に対して、「土止め先行工法ガイドライン」（平成15年12月17日付け基安発第1217001号）に基づく工法を採用するよう要請することにより、土止め先行工法の一層の普及定着を図る。

イ 製造業対策

(ア) リスクアセスメントの実施促進

広くリスクアセスメントの適切な実施の促進を図る。特に、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成、業界団体による普及活動の支援等を行う。

(イ) 機械災害、墜落・転落災害等の労働災害多発分野における対策の徹底

労働災害が多発している機械等の安全対策、建築物等からの墜落・転落災害の防止対策を図る。

(ウ) 就業形態の多様化等に対する対応

雇入れ時等の安全衛生教育を徹底するとともに、経験年数が短い労働者等作業に慣れていない者に対して、実際の機械等を使用して労働災害を模擬的に実体験させること等を通じて作業における危険に対する感受性を向上させる危険感受性向上教育を推進する。

請負労働者等が混在する作業での労働災害の発生を防止するため、作業間の連絡調整をはじめとする法令及び「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針（平成18年8月1日付け基発第0801010号）」に基づく措置の周知徹底を図る。

派遣労働者については、関係法令に基づく派遣元・派遣先の措置義務の履行の徹底を図る。

ウ 第三次産業対策

(ア) 労働災害多発業種等の対策の推進

商業、清掃業、社会福祉施設、通信業等の労働災害の多発している業種、増加している業種、労働災害発生率の高い業種等について、業種別モデル安全衛生管理規程、労働災害防止のためのガイドライン等を活用した対策を推進する。

(イ) リスクアセスメントの実施促進

リスクアセスメントについて、中小規模事業場を重点とした専門家による指導、中小規模事業場における典型的な作業等に係るマニュアル等の作成、業界団体による普及活動の支援等を行う。

(ウ) 交通労働災害防止対策の推進

「交通労働災害防止のためのガイドライン」等の周知徹底を図る。

(エ) 労働災害事例等を活用した自主的な安全衛生活動の促進

労働災害事例等の安全衛生情報を活用した自主的な安全衛生活動を促進する。

エ 陸上貨物運送事業対策

(ア) 交通労働災害防止対策の推進

「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底等、関係行政機関との連携を図り、交通労働災害防止対策の徹底を図る。

(イ) 荷役作業に係る墜落・転落災害等防止対策の強化

作業ごとのマニュアルの活用等により、リスクアセスメントの適切な実施を促進する。また、荷役作業中のトラック等からの墜落・転落災害防止対策を図る。

オ 林業対策

作業ごとのマニュアルの活用等により、リスクアセスメントの普及促進を図る。

死亡災害が多発しているかかり木の処理作業等の安全対策の充実を図

る。

カ 業種別労働災害防止対策

アからオまでに掲げるものの他、業種ごとの特性、労働災害の動向等に対応した業種別労働災害防止対策を別紙のとおり推進する。

(4) 職業性疾病（石綿及び化学物質関係を除く。）等の予防対策

ア 粉じん障害防止対策

対策の見直しが行われたトンネル建設工事やじん肺新規有所見者が多く発生しているアーク溶接作業、金属等の研磨作業等に係る粉じん障害防止対策を重点として、粉じん障害の実態を踏まえた総合的な対策を推進する。

トンネル建設工事については、工事に従事する労働者への粉じんへのばく露を低減するため、坑の大きさ等に応じた効果的な換気の実施、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成12年12月26日付け基発第768号の2）」方式の粉じん濃度測定及びこの測定結果に基づく換気装置の風量の増加等必要な措置の実施、コンクリート等を吹き付ける場所における作業等での電動ファン付き呼吸用保護具の使用、適切な発破退避時間の確保等の対策の徹底を図る。

イ 電離放射線障害防止対策

原子燃料サイクル施設及び原子力発電所における電離放射線障害防止対策のため、関係請負人を含めた総合的な安全衛生管理体制の確立、被ばくの低減化等の対策の徹底を図る。

ウ 腰痛予防対策

腰痛の発生が多い介護作業等を重点に、「職場における腰痛予防対策指針（平成6年9月6日付け基発第547号）」の周知徹底を図る。

エ 振動・騒音障害防止対策

振動障害の防止については、振動工具の振動のレベルに応じた作業時間基準に基づく作業管理等を含めた振動障害防止対策の普及促進を図る。

また、騒音障害の防止については、騒音レベルの低減化の推進等「騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月1日付け基発第546号）」に基づく作業環境管理等の徹底を図る。

オ 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策

熱中症の予防については、公表予定のガイドラインに基づき、熱中症が多く発生している業種、時期等を重点とした対策の普及促進を図る。

また、酸素欠乏症等の防止については、酸素欠乏危険場所であることの認識の向上、作業内容等に応じた手順の確認等、その防止対策の徹底を図る。

(5) 石綿障害予防対策

ア 解体作業等におけるばく露防止対策等の徹底

建築物の解体作業や建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による労働者のばく露防止対策の徹底を図る。また、製造等の全面禁止の措置の

徹底を図る。

イ 離職者の健康管理対策の推進

交付要件の見直しが行われた石綿に係る健康管理手帳について、広くその周知を図るとともに、健康診断実施医療機関の拡大を行うなど、健康診断の実施体制を整備し、労働者の離職後の健康管理措置を適切に推進する。

(6) 化学物質対策

ア リスクアセスメントの普及促進

M S D S 等を活用した化学物質に係るリスクアセスメントの普及促進を図る。

イ 化学物質による健康障害防止に係る措置の徹底

特定化学物質、有機溶剤、一酸化炭素等の化学物質による健康障害を防止するため、作業主任者の選任及び職務遂行の徹底等、法令に定める措置の徹底、安全衛生教育の促進を図る。

ウ 作業環境管理の一層の推進

作業環境中の種々の有害要因を取り除いて良好な作業環境を確保するため、適切に作業環境測定を行い、結果の評価を行うとともに、その評価結果に基づき、事後措置を徹底することにより、作業環境管理の一層の推進を図る。

(7) メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

ア メンタルヘルス対策

職場におけるメンタルヘルス対策について、労働者のメンタルヘルス不調に対する早期の気づき等を促すための教育、研修、家族との連携等の実施を促進するとともに、相談体制の整備を図る。

また、事業場外資源であるメンタルヘルス相談の専門機関について、一定の要件を満たしたものについて登録・公表することによる事業場外資源との連携の促進、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知及び「心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き」を活用した職場復帰のための対策の推進を図る。

イ 過重労働による健康障害防止対策

(ア) 長時間労働の抑制

長時間にわたる過重な労働を排除するため、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進などの労働時間等の設定の改善を図るとともに、過重労働による業務上の疾病が発生した場合の原因究明及び再発防止対策の徹底を図る。

(イ) 面接指導の徹底等

長時間労働による疲労の蓄積が認められる者に対し、すべての事業場において医師による面接指導及びその結果に基づく措置の徹底を図るため、産業医の選任義務のない労働者数50人未満の事業場については、地域産業保健センターにおける面接指導の実施体制を整備し、そ

の活用を促進する。

(8) 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

ア 産業保健活動の活性化

(ア) 産業医等の選任等の徹底

労働者の健康の確保を図る上で、産業医や衛生管理者等の活動が重要であることから、その選任による労働衛生上の効果を十分に説明すること等により、産業医や衛生管理者等の選任及び職務遂行の徹底を図る。

(イ) 産業保健活動の充実

産業医等の産業保健スタッフに対する研修や相談等を実施する産業保健推進センター及び労働者数50人未満の事業場に対する産業保健サービスを提供する地域産業保健センター事業の有効活用や、その連携を図ることにより、地域における産業保健活動の活性化を図る。

また、地域・職域連携推進協議会を活用した地域保健機関等との連携強化及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う措置との連携を図りつつ、健康診断の実施及びその結果に基づく健康管理の徹底を図る。この際、労働者が事業者の行う健康診断を受診するとともに、健康診断の結果及び保健指導を利用して、その健康の保持に努めるよう、普及啓発を行う。

イ 健康づくり対策

すべての労働者を対象とした心身両面にわたる健康づくりのため、「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号）」に基づき、健康づくり対策に係る目標の設定と評価の明確化及びその計画的な推進等による健康づくりの一層の普及・定着を図る。

なお、その推進に当たっては、地域保健機関等との連携を図る。

ウ 快適職場づくり対策

事業場における快適職場推進計画の認定制度の周知を図ることにより、職場環境の快適化を促進するとともに、受動喫煙による健康への影響についての周知、受動喫煙防止のための効果的な手法の普及等により、適切な受動喫煙防止対策の徹底を図る。

(9) 安全衛生管理対策の強化について

ア 安全衛生教育の効果的な推進等

(ア) 雇入れ時等の安全衛生教育の徹底等

経験年数が短い労働者が被災する労働災害の割合が増加していること等を踏まえて、雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育の徹底を図るとともに、危険感受性向上教育の促進を図る。

(イ) 安全衛生担当者の能力向上等

安全衛生管理対策を強化する体制を確立するため、安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育を促進するとともに、リスクアセスメ

ントの普及促進のため、事業場内の担当者の養成、事業場担当者への指導等を行う専門的人材の養成を促進する。

イ 中小規模事業場対策の推進

中小規模事業場に対して、あらゆる機会を利用して安全衛生に対する認識の向上を図るとともに、中小規模事業場を対象とした安全衛生対策の普及、そのための支援等を推進する。

また、安全衛生対策を実施するための環境づくりなどのための内部人材の養成、外部の人材・機関の活用の促進、情報の提供等を推進する。

(ア) 中小規模事業場を対象とした安全衛生対策の普及等

中小規模事業場が多い労働災害多発業種等に対して、多発災害の防止対策の徹底を図るとともに、中小規模事業場においてリスクアセスメントの適切な実施を促進するためのマニュアルの作成、中小規模事業場でも取り組みやすい仕組みとなった健康づくり対策の普及・定着、化学物質の管理を担当する者の能力向上等を図る。

また、労働災害事例等の安全衛生情報を活用した自主的安全衛生活動の促進を図るとともに、労使による労働災害防止活動を推進するという観点から、労災防止指導員を効果的に活用する。

(イ) 中小規模事業場における内部人材の養成等

リスクアセスメントの適切な実施のための事業場における担当者の養成、管理監督者に対するメンタルヘルス教育の実施等、中小規模事業場の安全衛生対策を推進するための事業場内の人材の養成を促進する。

ウ 就業形態の多様化等に対する対策

(ア) 雇入れ時等の安全衛生教育の徹底・危険感受性向上教育の促進

派遣労働者、請負労働者及び短時間労働者に係る労働災害の防止を図るため、雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育の徹底及び危険感受性向上教育の促進を図る。

(イ) 製造業の元方事業者による作業間の連絡調整等の徹底

製造業の事業場において、請負労働者等が混在する作業での作業間の連絡調整を始めとする法令及び「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」に基づく措置の周知徹底を図る。

また、派遣労働者については、関係法令に基づく派遣元・派遣先の措置義務の履行の徹底を図る。

エ 高年齢労働者対策等の推進

高年齢労働者の活用、雇用機会の確保に伴い、高年齢労働者の安全と健康の確保が重要となっていることから、地域保健機関等で実施されるサービス及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う措置との連携を図りつつ、事業場の健康づくりの一層の普及・定着を図る。

また、母性保護の見地から、妊娠婦の危険有害業務の就業制限の徹底

を図る。

(10) 効率的・効果的な施策の推進について

ア 地域における労働災害多発業種等対策の推進

労働基準監督署において、地域の産業構造等により労働災害が多発している業種や中小規模事業場集団等がある場合には、それらを重点対象として計画的かつ効果的に労働災害防止対策を推進することにより、労働災害の減少を図る。

イ 関係機関との連携等

(ア) 労働災害防止団体等の活動の促進

労働災害防止団体等が事業場等のニーズを踏まえた有効な支援サービスの開発を進める等、独自に行う安全衛生活動を推進することを促進する。

(イ) 関係行政機関との連携

交通労働災害防止対策、石綿障害予防対策等については、安全、環境、健康等の他の行政施策との連携によって、効果的に推進することができる場合が多いことから、他の関係行政機関との緊密な連携を図る。

ウ 各対策の効果の分析・評価等

本計画に基づいて実施する対策の進捗状況、成果、目標の達成状況等について、毎年評価を行うとともに、その結果を踏まえて対策の内容、手法等について適宜見直しを行う。

業種別労働災害防止対策

1 製造業

- 1-1 共通事項
- 1-2 食料品製造業
- 1-3 木材・木製品製造業及び家具・装備品製造業（金属製及び漆器製を除く）
- 1-4 化学工業
- 1-5 窯業・土石製品製造業
- 1-6 鉄鋼業及び非鉄金属製造業
- 1-7 金属製品製造業、一般機械器具製造業及び電気機械器具製造業
- 1-8 船舶製造業
- 1-9 自動車・同付属品製造業

2 建設業

- 2-1 共通事項
- 2-2 土木工事
- 2-3 建築工事（木造家屋建築等低層住宅建築工事を除く）
- 2-4 木造家屋建築等低層住宅建築工事
- 2-5 設備工事

3 陸上貨物運送事業（貨物取扱業を含む）

4 林業

5 第三次産業

- 5-1 卸売・小売業
- 5-2 社会福祉施設
- 5-3 通信業
- 5-4 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）
- 5-5 ビルメンテナンス業
- 5-6 電気業（原子力発電所）
- 5-7 旅館業
- 5-8 ゴルフ場業
- 5-9 警備業

6 その他の業種

- 6-1 港湾貨物運送事業
- 6-2 鉱業（採石業及び砂・砂利・玉石採取業を除く）
- 6-3 採石業及び砂・砂利・玉石採取業

1 製造業

1-1 共通事項

- (1) リスクアセスメントの実施の促進
- (2) 化学物質におけるリスクアセスメントの実施の促進
- (3) 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく安全な機械の採用の促進
- (4) 建築物等からの墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) IT技術を活用した安全衛生管理手法の活用
- (6) 雇入れ時や作業内容変更時等の安全衛生教育の徹底
- (7) 危険感受性向上教育の推進
- (8) 元方事業者としての総合的な安全衛生管理の徹底
- (9) 派遣労働者の派遣先事業場における安全衛生に係る措置義務の徹底
- (10) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施

1-2 食料品製造業

- (1) 食品加工用機械及び食品包装機械に係るガイドラインに基づく機械の安全化の促進並びに使用時の安全の確保
- (2) 荷の運搬等における安全な作業方法の徹底
- (3) 「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」に基づく適正な作業方法の徹底
- (4) 化学物質等の飛散・接触等による眼、皮膚障害の防止のための保護具の使用の徹底
- (5) 燃焼器具使用時の換気の徹底による一酸化炭素中毒防止対策の徹底

1-3 木材・木製品製造業及び家具・装備品製造業（金属製及び漆器製を除く）

- (1) 木材加工用機械の安全化の促進及び安全な作業方法の徹底
- (2) 作業主任者の適正な配置及び職務の励行
- (3) 塗装、接着作業等における局所排気装置等の設置の徹底

1-4 化学工業

- (1) 「化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針」に基づく対策の徹底
- (2) 化学設備の保守管理の徹底
- (3) 「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」に基づく適正な作業方法及び注文者、元方事業者等の措置の徹底
- (4) 異常事態発生時の緊急体制の確立
- (5) 静電気による爆発・火災災害防止対策の徹底
- (6) 塔槽類内部等の酸素欠乏危険作業における酸素濃度の測定、換気及び特別教育の徹底
- (7) 化学物質等の表示及び文書交付の徹底
- (8) 化学物質の飛散、接触等による眼、皮膚障害の防止のための保護具の使用の徹底
- (9) 石綿等の全面禁止に係る適用除外製品等の代替化等促進

1－5 窯業・土石製品製造業

- (1) 成形機、混合機等の安全化の促進及び安全装置等の適正使用の徹底
- (2) 荷役運搬機械等を用いる作業の適正化の徹底
- (3) 原料の混合等の粉じん作業における局所排気装置等の設置、たい積粉じんの除去、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (4) 騒音作業場における設備、作業方法等の改善及び防音保護具の使用の徹底
- (5) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底

1－6 鉄鋼業及び非鉄金属製造業

- (1) 水蒸気爆発防止対策の徹底
- (2) クレーン等の定期自主検査及び点検整備の励行並びに安全な作業方法の徹底
- (3) 重量物等の運搬の安全な作業方法の徹底
- (4) 「鉄鋼生産設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」に基づく適正な作業方法の徹底
- (5) 型ばらし、ぱり取り等の粉じん作業における局所排気装置等の設置、たい積粉じんの除去、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (6) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (7) 騒音作業場における設備、作業方法等の改善及び防音保護具の使用の徹底
- (8) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (9) 鉄鋼生産設備工程における一酸化炭素による中毒防止対策の徹底

1－7 金属製品製造業、一般機械器具製造業及び電気機械器具製造業

- (1) 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく機械の設計段階におけるリスクアセスメントの実施及び本質的安全設計等の促進
- (2) マグネシウム合金等の粉じん爆発防止対策の徹底
- (3) プレス機械、工作機械等の安全化の促進及び安全装置の適正使用の徹底
- (4) 産業用ロボット等の自動機械の安全化の促進
- (5) 「自動化生産システムの非定常作業における安全対策のためのガイドライン」に基づく適正な作業方法の徹底
- (6) クレーン等の定期自主検査及び点検整備の励行並びに安全な作業方法の徹底
- (7) 荷役運搬機械等を用いる作業の適正化の徹底
- (8) アーク溶接、研磨等の粉じん作業における局所排気装置等の設置、たい積粉じんの除去、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (9) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (10) 騒音作業場における設備、作業方法等の改善及び防音保護具の使用の徹底
- (11) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (12) 半導体製造工程液晶関連基材製造工程における安全衛生対策の徹底
- (13) 工場団地等において共同して行う安全衛生活動の促進
- (14) 非定常時作業を含む洗浄、塗装・払しょく作業等における有機溶剤中毒予防措置の徹底
- (15) 化学物質等の飛散、接触等による眼、皮膚障害の防止のための保護具の使用の徹底

1－8 船舶製造業

- (1) 足場の設置による安全な作業床の確保
- (2) 船舶の解体、修理時における残存する危険物等の除去、溶接・溶断作業時等の火気管理、中毒の防止及び消火・警報設備の整備の徹底
- (3) 船舶の解体、修理時における呼吸用保護具の徹底等石綿ばく露防止対策の徹底
- (4) クレーン等の定期自主検査及び点検整備の励行並びに安全な作業方法の徹底
- (5) アーク溶接、ガス溶接、研磨等の粉じん作業における局所排気装置等の設置、たい積粉じんの除去、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (6) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (7) 騒音作業場における設備、作業方法等の改善及び防音保護具の使用の徹底
- (8) 塗装作業における有機溶剤中毒予防対策の徹底
- (9) 酸素欠乏危険場所における酸素濃度の測定、換気及び特別教育の徹底
- (10) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (11) 非破壊検査における遮へい措置による放射線被ばく管理対策の徹底

1－9 自動車・同付属品製造業

- (1) プレス機械、工作機械等の安全化の促進及び安全装置の適正使用の徹底
- (2) 産業用ロボット等の自動機械の安全化の促進
- (3) 「自動化生産システムの非定常作業における安全対策のためのガイドライン」に基づく適正な作業方法の徹底
- (4) クレーン等の定期自主検査及び点検整備の励行並びに安全な作業方法の徹底
- (5) 荷役運搬機械等を用いる作業の適正化の徹底
- (6) アーク溶接、研磨等の粉じん作業における局所排気装置等の設置、たい積粉じんの除去、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (7) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (8) 騒音作業場における設備、作業方法等の改善及び防音保護具の使用の徹底
- (9) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底

2 建設業

2－1 共通事項

- (1) 元方事業者による統括安全衛生管理の徹底
- (2) 中小地場総合工事業者における総合的な安全衛生対策の徹底と指導力の確保
- (3) 専門工事業における自律的な安全衛生管理の確立
- (4) リスクアセスメントの実施の促進
- (5) 発注者による安全衛生への配慮
- (6) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入の促進
- (7) 適切な足場の設置等による安全な作業床の確保又は防網及び安全帯の使用の徹底
- (8) 建設機械における危険検知システム及び運転者の防護装置の導入
- (9) クレーン、移動式クレーン、車両系建設機械等の定期自主検査及び点検整備の励行並びにこれらの機械による安全な作業方法の徹底
- (10) 安全衛生教育推進計画の整備及び職長、安全衛生責任者、従事労働者等に対する教

育の徹底

- (11) 建築物、設備の解体、改修等の作業における石綿等へのばく露防止対策の徹底
- (12) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (13) さく岩機、ピックハンマー等建設作業用の機器の振動レベルの表示の導入及びこれによる低振動の機器の購入の促進
- (14) 騒音レベルが高い場所における防音保護具の使用の徹底
- (15) 酸素欠乏危険場所における酸素濃度及び硫化水素濃度の測定、換気並びに特別教育の徹底
- (16) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (17) 「建設業における有機溶剤中毒予防のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (18) 作業時における熱中症対策の推進
- (19) 化学物質等の飛散、接触等による眼、皮膚障害の防止のための保護具の使用の徹底
- (20) 出稼労働者に対する安全衛生教育及び健康診断の実施の促進
- (21) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底

2－2 土木工事

- (1) 手すり先行工法の普及・定着
- (2) 足場、型枠支保工等の仮設設備の強度及び適正な構造要件の確保並びに経年仮設機材の適正な管理の徹底
- (3) 適正な条件のもとでの車両系建設機械による荷のつり上げ作業の実施の徹底
- (4) 土止め先行工法の普及・定着
- (5) 事前の地質等の調査及び安全な作業計画の策定の徹底
- (6) 明り掘削工事における掘削面の適正な勾配の保持の徹底及び作業開始前の地山の点検の励行
- (7) 斜面掘削工事における斜面崩壊を防護する工法の開発・普及
- (8) 型枠支保工の組立図及び鉄筋構造物の組立て作業計画に基づく組立ての徹底
- (9) トンネル工事における軌道装置等の建設用機械等の使用時の安全確保、可燃性ガス、火気の管理、退避等に係る措置及び救護技術管理の徹底
- (10) 橋梁工事における橋げたの架設等の作業の安全確保の徹底
- (11) 「土石流による労働災害防止のためのガイドライン」の普及
- (12) 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく換気の実施、粉じん濃度の測定、発破終了後の措置、電動ファン付き呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (13) 潜函工法における高圧室内業務の整備の適正化並びに高圧室内業務の管理及び特別教育の徹底
- (14) 換気が不十分な場所における内燃機関の使用禁止及び練炭を使用するコンクリート養生場所における一酸化炭素中毒防止対策の徹底

2－3 建築工事（木造家屋建築等低層住宅建築工事を除く）

- (1) 手すり先行工法の普及・定着
- (2) 足場、型枠支保工等の仮設設備の強度及び適正な構造要件の確保並びに経年仮設機材の適正な管理の徹底

- (3) 仮設構造物、建築物等の組立て等の作業の安全確保
- (4) 解体・改修作業における安全衛生対策の徹底
- (5) コンクリートのはつり作業時の粉じん作業における呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底

2-4 木造家屋建築等低層住宅建築工事

- (1) 足場先行工法の普及・定着
- (2) 作業床、手すり等の設置が困難な場所等における防網及び安全帯の使用の徹底
- (3) 木造家屋解体工事安全施工指針等に基づく安全作業の励行
- (4) 木材加工用機械の使用時の安全確保
- (5) 保護帽の着用の徹底

2-5 設備工事

- (1) 高所作業車等に係る安全な作業方法の徹底
- (2) 電気工事における活線作業及び活線近接作業時の絶縁用保護具の着用の徹底
- (3) アーク溶接等の粉じん作業における呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (4) 原子力発電所の工事における放射線被ばく管理対策の徹底
- (5) 有害な化学物質等の流入のおそれがある設備、配管等の補修作業等における確実な遮断等中毒防止対策の徹底
- (6) 廃棄物焼却施設の解体・改修等におけるダイオキシン類ばく露防止対策の徹底
- (7) 内燃機関使用時、ガス配管工事における一酸化炭素中毒等の防止対策の徹底

3 陸上貨物運送事業（貨物取扱業を含む）

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (2) リアルタイム遠隔安全衛生管理手法の活用
- (3) 荷主関係者とトラック事業者との連携
- (4) 荷役作業に係るリスクアセスメントの実施の促進
- (5) 荷役作業中の車両等からの墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (6) 荷役運搬機械及び器具・用具の点検整備並びに適正使用の徹底
- (7) 荷役運搬機械による作業及び貨物の積卸し作業における作業指揮者の適正配置、職務の励行及び安全衛生教育の徹底
- (8) 荷役運搬作業における安全作業マニュアルの整備及び同マニュアルを用いた教育の徹底
- (9) 荷の積卸し作業、はい作業等における安全な作業方法の徹底
- (10) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (11) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (12) 貨物として取り扱われる化学物質等の危険有害性の事前確認の励行
- (13) 石綿含有廃棄物等の荷役運搬作業における石綿ばく露防止対策の徹底
- (14) 液体化学物質の荷役等の労働衛生対策の徹底
- (15) 廃P C B収集・運搬作業におけるP C Bばく露防止対策の徹底

4 林業

- (1) リスクアセスメントの実施の促進
- (2) かかり木の処理作業における安全な作業方法の徹底
- (3) 高性能林業機械等の大型林業機械による安全作業の徹底
- (4) 伐木造材、造林作業及び機械集材装置等による集材作業の安全な作業方法の徹底
- (5) 刈払機による安全作業の徹底
- (6) 単軌条運搬機による安全作業の徹底
- (7) 労働災害発生時における緊急連絡体制の整備の促進
- (8) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (9) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (10) 防護網の使用等による蜂刺され災害防止対策の徹底

5 第三次産業

5-1 卸売・小売業

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) リスクアセスメントの実施の促進
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 食品加工用機械及び食品包装機械に係るガイドラインに基づく機械の安全化の促進
並びに使用時の安全の確保
- (5) 一般動力機械及び荷役運搬機械の点検整備の励行
- (6) 倉庫、加工場所等での作業における安全な作業方法の徹底
- (7) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (8) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (9) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (10) 燃焼器具使用時の換気の徹底による一酸化炭素中毒防止対策の徹底

5-2 社会福祉施設

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 業種別モデル安全衛生管理規程を活用した介護作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底

5-3 通信業

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) リスクアセスメントの実施の促進
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施

5－4 廃棄物処理業（一般・産業廃棄物処理業及び再生資源卸売業）

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 業種別モデル安全衛生管理規程を活用した収集運搬作業、中間処理作業、最終処分作業に係る労働災害防止対策の徹底
- (3) リスクアセスメントの実施の促進
- (4) 処理施設内における墜落災害防止対策の徹底
- (5) 処理施設内における爆発・火災等の防止対策の徹底
- (6) 機械式ごみ収集車等の点検整備の励行及びごみ収集作業における安全な作業方法の徹底
- (7) 車両系荷役運搬機械及び車両系建設機械による安全作業の徹底
- (8) 廃棄物処理作業における保護面、保護帽、手袋及び呼吸用保護具等の保護具の使用の徹底
- (9) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (10) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (11) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (12) 廃棄物処理作業等における石綿ばく露防止対策の徹底
- (13) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類のばく露防止対策の徹底
- (14) 廃P C Bの無害化処理作業におけるP C Bばく露防止対策の徹底

5－5 ビルメンテナンス業

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) リスクアセスメントの実施の促進
- (3) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (4) 転倒、転落災害の防止対策の徹底
- (5) 高年齢者に配慮した床面等の清掃作業の安全な作業方法の徹底
- (6) ゴンドラの適正な設置及び点検整備の励行及びゴンドラ等を利用した窓等の清掃作業の安全な作業方法の徹底
- (7) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (8) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (9) 呼吸用保護具の使用等による石綿ばく露防止対策の徹底
- (10) 洗浄剤から発生するガスによる中毒防止対策の徹底
- (11) 化学物質等の飛散、接触等による眼、皮膚障害の防止のための保護具の使用の徹底
- (12) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底

5－6 電気業（原子力発電所）

- (1) リスクアセスメントの実施の促進
- (2) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (3) 原子炉設置を中心とする総合的な安全衛生管理の徹底
- (4) 元方事業者及び関係請負人による放射線作業管理計画の作成並びに放射線作業届による放射線作業の報告
- (5) 原子力発電所の検査・工事の作業における放射線被ばく管理対策の徹底

- (6) 管理区域内に立ち入る労働者に対する安全衛生教育の徹底
- (7) 放射性廃棄物の管理区域外での運搬に係る作業管理対策の徹底

5－7 旅館業

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) リスクアセスメントの実施の促進
- (3) 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (4) 調理、搬送機械等の点検整備の励行
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (6) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 化学物質等の飛散、接触等による眼、皮膚障害防止のための保護具の使用の徹底
- (8) 燃焼器具使用時の換気の徹底による一酸化炭素中毒防止対策の徹底

5－8 ゴルフ場業

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) リスクアセスメントの実施の促進
- (3) キャディ作業における飛来災害及び転倒災害の防止対策の徹底
- (4) 芝刈り作業、植栽管理作業等における転倒災害及び墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (5) ゴルフカート、芝刈機等の点検整備の励行
- (6) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- (7) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (8) 農薬散布作業における中毒防止対策の徹底

5－9 警備業

- (1) 安全衛生管理体制の確立
- (2) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- (3) 施設等の巡回警備作業における転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (4) 車両誘導作業における安全な作業方法の徹底
- (5) 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底

6 その他の業種

6－1 港湾貨物運送事業

- (1) リスクアセスメントの実施の促進
- (2) 船内荷役作業、荷役作業中の車両等からの墜落・転落災害の防止対策の徹底
- (3) 車両系荷役運搬機械、揚貨装置、クレーン等の作業範囲内への労働者の立入禁止措置の徹底及び安全な作業方法の徹底
- (4) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (5) 酸素欠乏危険場所における酸素濃度の測定、換気及び特別教育の徹底
- (6) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底
- (7) 貨物として取り扱われる化学物質等の危険有害性の事前確認の励行

(8) 石綿含有廃棄物等の荷役作業等における石綿ばく露防止対策の徹底

6－2 鉱業（採石業及び砂・砂利・玉石採取業を除く）

- (1) リスクアセスメントの実施の促進
- (2) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (3) 粉じん作業における呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (4) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (5) 騒音レベルが高い場所における防音保護具の使用の徹底

6－3 採石業及び砂・砂利・玉石採取業

- (1) リスクアセスメントの実施の促進
- (2) 作業計画に基づく安全作業の実施
- (3) 作業箇所の点検の励行と崩壊等による危険防止措置の徹底
- (4) 車両系建設機械、荷役運搬機械、採石機械、設備の点検整備の励行及び適正使用の確保
- (5) 発破作業時の安全確保の徹底
- (6) 安全管理者等の安全衛生担当者の能力向上教育の実施
- (7) 掘削作業時の粉じん作業における湿潤化、呼吸用保護具の使用等粉じん障害防止対策の徹底
- (8) 低振動工具の使用、作業管理及び健康管理の徹底
- (9) 騒音レベルが高い場所における防音保護具の使用の徹底
- (10) 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底